

防衛庁が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

防衛庁「平成16年度中間段階の事業評価の政策評価書」(平成16年12月20日付け防官政第10161号による送付分)における事業評価方式を用いた計1件の政策評価(事後評価(中間段階))

2 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針 - 5 - ア)。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。

費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(把握された効果と評価結果との関連性について)

事業評価方式を用いた事後評価(事後の検証)においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合(中間段階の評価)には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査における点検を行っているのは、次の項目である。

- 中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

3 審査の結果

防衛庁では、同庁における政策評価に関する基本計画において、中間段階の事業評価として実施するものを以下のとおりとしている。

- ア 当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとする事業について、事業の継続、変更等の検討及び翌年度以降の防衛庁の施策の企画立案の資とするため、中間の段階で当初期待されていた効果が得られたか等を検証した上評価する。
- イ 新規正面装備（総事業費 10 億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの、その他重要なもの）の開始から概ね 10 年を経過し、引き続き概算要求するものを特段の事情がない限り対象とする。

なお、本件は、平成 17 年度予算概算要求に係る評価であるが、当省に対する評価書の送付は平成 16 年 12 月 20 日付けとなっている。このことについて、防衛庁では、「平成 17 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 16 年 7 月 30 日閣議了解）において、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成 8 年 12 月 3 日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費は、予算編成過程において検討するものとされており、財務省原案内示直前に本事業に係る予算概算要求額が確定したためであると説明している。

中間段階の事業評価 1 件についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添政策評価審査表（事業評価（中間段階）関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	沖縄県道 104 号線越え実弾射撃訓練の分散・実施支援業務	本土演習場において分散・実施するために必要な輸送等役務及び燃料等の調達、訓練受入施設及び安全管理施設の整備並びに防衛施設局における現地対策本部の設置による各種支援等の業務の実施	○	○		○
合 計 (1 政策)			○ = 1	○ = 1	= 1	○ = 1
総括記述	今回の評価の対象となった事業は、我が国政府及び米国政府によって設置された「沖縄に関する特別行動委員会」(S A C O) の最終報告 (平成 8 年 12 月 2 日) を踏まえた「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」(平成 8 年 12 月 3 日閣議決定) に基づくものであり、その得ようとする効果 (米海兵隊の沖縄県道 104 号線越えの実弾射撃訓練が本土演習場において円滑に分散・実施されること) は明確にされている。 把握した効果の客観性及び把握された効果と評価の結果との関連性については、既に実施している具体的な手段の実施状況から効果を把握しており、また、現に効果を発揮していることから、引き続き事業を継続するとしている。 効率性に関する情報については、当該政策の実施に要した費用等と当該政策により得られた政策効果との関係について定量的な分析がなされておらず、事業開始から現在までの事業実施に要した費用についての記載にとどまっている。 一般的に、政策の特性によっては、定量的に効果を把握することによる具体的な検証が困難なものがあるとはいえ、事業評価方式を用いた評価においては、費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて明らかにすることが重要であることから、防衛庁においても、定量的に効果を把握することによる具体的な検証が困難な面があるとはいえ、当初得ようとした効果が見込んだ費用で得られているかなどの費用の検証についての取組を進めていくことが望まれる。					

- (注) 1 「整理番号」欄における番号は、防衛庁から送付された評価書に記載された番号としている。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 3 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている(「何が」、「どの程度」、「どうされた」)場合には「○」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「」を、効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策(施策や事業)の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。
- 5 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「○」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「」を記入している。

【 別 添 】

政策評価審査表（事業評価（中間段階）関係）

（説 明）

本審査表は、公表された防衛庁の「平成16年度中間段階の事業評価の政策評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄		把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事業評価（中間段階）関係）

整理 番号	政 策 （名称、目的等）	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施支援業務 S A C O 最終報告等を踏まえ、本土演習場における米海兵隊の沖縄県道104号線越えの実弾射撃訓練（以下「射撃訓練」という）の分散・実施の円滑化を図り、ひいては在日米軍施設・区域が集中している沖縄県民の負担軽減に寄与	本土演習場において分散・実施するために必要な輸送等役務及び燃料等の調達、訓練受入施設及び安全管理施設の整備並びに防衛施設局における現地対策本部の設置による各種支援等の業務の実施 【所要経費（既支出分）】 ・訓練改善事業費 約69億円 ・訓練受入施設等整備費 約103億円 【平成17年度予算概算要求額】 約16.9億円 【事業期間】 平成9年度～	本事業の実施より、米海兵隊の沖縄県道104号線越えの実弾射撃訓練が本土演習場において円滑に分散・実施されること	以下により効果を把握。 1）沖縄と移転先演習場間の輸送 2）物資・役務の調達 3）訓練受入施設及び安全管理施設の整備 4）防衛施設局による現地対策本部の設置	1）沖縄と移転先演習場間の輸送 →訓練日程の延長等の変更、輸送に伴う重大な事故は発生していない。 2）物資・役務の調達 →これまでに調達した物資・役務は日米双方で検査を行い、米側の所要を満たしていることを確認 →代金の支払いは、業者から請求を受けた後30日以内に実施 3）訓練受入施設及び安全管理施設の整備 →訓練受入施設は、米側の所要を満たした施設を提供しており、訓練実施に支障をきたしていない。 →安全管理施設の整備により、第三者の場内進入に伴う事故等は発生していない。 4）防衛施設局による現地対策本部の設置 →日常的な米側と地元地方公共団体等の緊密な連絡・調整及び迅速な情報提供を実施 →米軍が訓練に関する説明会、訓練公開を実施する際等に、防衛施設局職員と関係者との事前調整、演習場内への立入り手続、米側説明時の通訳等の支援を行っており、円滑に訓練が実施されている。	【必要性】 ・「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成8年12月3日閣議決定）	本事業の実施により、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場における分散・実施が円滑に行われ、ひいては在日米軍施設・区域が集中している沖縄県の負担軽減に寄与するものと評価できることから、引き続き事業を継続。 また、平成17年度は、特に地元から強い要望がある訓練の安全管理の徹底及び情報伝達の更なる迅速化のため、米側及び地元との連絡調整等をより緊密に実施するための現地対策本部における翻訳及び通訳業務の一部の外部委託に要する経費及び各防衛施設局職員が行っている演習場周辺等の巡回・警備について、より専門性を高め、高度な警備・巡回を行うための専門業者への委託に要する経費を要求する。

（注）防衛庁「平成16年度中間段階の事業評価の政策評価書」を基に当省が作成した。